

改正

平成19年3月23日議会規則第2号

水巻町議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の届出)

第2条 傍聴しようとする者は、議長に住所、氏名を届け出なければならない。

(傍聴人の数の制限)

第3条 議長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある器物を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼツケン等を着用し、又は携帯している者
- (3) マイク、録音機、写真機の類を携帯している者。ただし、議長の許可を得た者を除く。
- (4) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- (2) 帽子、外とう、えり巻等着用してはならない。ただし病気その他の理由により議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (3) 飲食又は、喫煙をしてはならない。
- (4) その他議場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

2 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

(命令による退場)

第7条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、

これを退場させることができる。

(退場)

第8条 秘密会を開く議決があつたときは、傍聴人は、ただちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、昭和60年2月12日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日議会規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。